

渋谷区ふるさと納税業務委託公募型プロポーザル募集要項

渋谷区ふるさと納税業務委託に関する契約を締結するにあたり、下記のとおり参加者を募集する。

記

1 件名

渋谷区ふるさと納税業務委託

2 目的

渋谷区では令和2年8月から、区の魅力発信と併せた地域経済の活性化及び財源確保を図るため、ふるさと納税において返礼品を活用した寄附の募集に取り組んでいる。ふるさと納税に係る、寄附受付・返礼品発注・ワンストップ特例申請受付等の業務の事務効率化を図るべく、ふるさと納税関連業務を委託する事業者を募集する。

渋谷区のカルチャーを形成する産業、観光資源を活用した渋谷区ならではの体験・コト消費を主とした魅力的な返礼品開発を行い、更なる産業活性化、観光促進等により渋谷区の魅力向上を図ることを目的とする。

3 業務内容

「仕様書（別紙1）」のとおり

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※ただし、履行実績が良好と認められる場合は、最長で令和11年度（令和12年3月31日）まで特命随意契約を締結することができるものとする。

※令和7年4月1日から、運用を開始できるよう、それまでの間も前業者からの引継ぎなど、必要な業務を進めていただきます。

5 履行場所

渋谷区役所ほか渋谷区内各所

6 委託費参考金額

令和6年度当初予算額 746,661,000円（税込）

（令和6年度寄附金見込：20億円 寄附件数見込：52,000件）

7 参加資格

提案書提出事業者は、次の全ての要件を満たすこととする。基準日は本件公募開始の日とし、契約締結日までに参加資格を満たさなくなった場合はその時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 渋谷区競争入札参加有資格者氏名停止措置要綱（平成 9 年 3 月 27 日区長決裁）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 渋谷区契約関係暴力団当排除措置要綱（平成 25 年 11 月 25 日区長決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納するなどの経営不振状態になく、本業務を安定的に運営できる財務力を有していること。

8 参加受付

- (1) 受付期間 公示の日から令和 6 年 9 月 25 日（水）17 時まで（必着）
（持参での受付は土日・祝日を除く平日の 9 時～17 時）
- (2) 提出方法
「1 4 提出・問い合わせ先」まで持参、郵送、電子メール（正本を PDF データに変換したもの）のいずれかで提出すること。
- (3) 提出書類
 - ① 渋谷区における競争入札参加資格を有している者
・参加申込書（様式 1）
 - ② 渋谷区における競争入札参加資格を有していない者
上記①の書類ほか、以下の書類のうち該当するものを提出すること。
 - ・登記簿謄本（正本）（発行後 3 か月以内のもの。法人に限る。）
 - ・商号登記簿謄本（正本）（発行後 3 か月以内のもの。個人で商号を用いる者に限る。）
 - ・身分証明書（正本）（発行後 3 か月以内のもの。個人で商号を用いないで営業している者に限る。本籍地の市区町村が発行するもの。）
 - ・財務諸表（直前決算のもの。貸借対照表及び損益計算書。）
 - ・法人事業税の納税証明書（正本）（法人に限る。）
 - ・法人税又は所得税の納税証明書その 1（正本）
 - ・消費税及び地方消費税の納税証明書その 1（正本）
 - ③ 会社案内パンフレット等

9 参加資格通知 令和6年10月2日(水)

参加申込書の提出があった全ての者の資格審査を行い、当該申込者に参加資格審査結果通知書により、参加資格の可否を通知する。

10 募集から結果通知までのスケジュール

(1) 日程

内容	期間等
募集要項等公表	令和6年9月11日(水)
質問受付期間	令和6年9月17日(火)から20日(金)17時
参加申込書提出期限	令和6年9月25日(水)17時
質問回答日	令和6年9月27日(金)
参加資格審査結果通知日	令和6年10月2日(水)
提案書類提出受付期間	令和6年10月3日(木)から16日(水)17時
プレゼンテーション審査 参加可否通知	令和6年10月30日(水)
プレゼンテーション審査 実施日(予定)	令和6年11月初旬
候補者決定通知(予定)	令和6年11月中旬

(2) 本件に関する質問及び回答の方法等

本プロポーザルに関する質問は、提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る事項や提案内容に関する質問は一切受け付けない。

① 提出方法

質問書(様式2)に記入の上、電子メールにて提出すること。

※件名は、「【事業者名】渋谷区ふるさと納税業務委託」とすること。

※送信後、電話により受信確認を行うこと。

② 受付期間

令和6年9月17日(火)から20日(金)17時まで(必着)

③ 回答

参加資格のある全ての事業者に対して、令和6年9月27日(金)に質問者名を伏せた上で、電子メールで回答する。

④ 質問書提出先

メール：sec-so-mu@shibuya.tokyo

⑤ 注意事項等

・質問は1事業者につき1回までとする。

- ・電子メール以外（電話等）による質問及び期限を過ぎた質問は一切受け付けない。
- ・質問内容が不明確なものには回答できかねます。

1.1 提案書の作成及び提出方法

(1) 提出書類

「提案書作成要領（別紙2）」のとおり

(2) 提出期間

令和6年10月3日（木）から16日（水）17時まで（必着）

(3) 提出方法

「1.4 提出・問い合わせ先」まで持参・郵送すること。

(4) 注意事項等

- ・提出された書類は一切返却しないものとする。
- ・提案書は、1社につき1案しか提出できないものとする。
- ・提案書等の著作権は提出者に帰属するが、区が必要と認めるときは、区は無償で使用できるものとする。
- ・提出書類について、情報公開請求があった場合、渋谷区情報公開条例に基づき公開することがある。
- ・書類提出後の記載内容の修正又は変更は一切認めない。

1.2 評価基準・評価方法等

(1) 評価基準

「業者を選定するための評価基準（別紙3）」に基づき、渋谷区ふるさと納税業務委託に係るプロポーザル方式業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）にて提案の内容等を総合的に審査する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

提出された提案書に対する補足説明及び質疑応答をするため、選定委員会が指名する事業者（5者程度）に対して、プレゼンテーション及びヒアリングを行うものとする。対象となる事業者には、令和6年10月30日（水）までに参加通知と実施詳細を通知する。

プレゼンテーションは、1事業者あたり25分（プレゼンテーション15分、ヒアリング10分）程度を予定している。

なお、プレゼンテーション参加者（発表者）には「様式5 業務体制表」に記載する主任担当者を含むこと。

(3) 評価

選定委員会は「提案書」及び「プレゼンテーション及びヒアリング」の内容を基

に評価を行い、総合評価点の高かった者を契約候補者として決定する。ただし、総合評価点が同点であった者が複数となった場合は、「業者を選定するための評価基準（別紙3）」における提案内容項目（返礼品開発・広報PR・返礼品受発注管理・寄附者対応・個人情報保護・情報セキュリティ対策）の合計評価点が最も高い者を、さらに、合計評価点が同点であった場合は見積金額が最も安価であった者を契約候補者として決定する。

(4) 選定結果の通知

選定結果の通知については、自己の結果のみを全ての提案事業者に対し、文書にて通知する。

1.3 その他

- (1) 本プロポーザルについての説明会は実施しない。
- (2) 提案書類等の作成及び提出に要した経費は、全て提案者の負担とする。
- (3) 提案書類で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (4) 提出された提案書等の書類が以下のいずれかに該当する場合は、無効の扱いとする。
 - ① 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ② 虚偽の記載をしたもの
- (5) 参加申込書提出後、本件の辞退を希望する場合、辞退届（様式任意：辞退理由を記載したもの）を提案書提出期限までに提出すること。また、契約予定事業の決定を辞退する場合、辞退届（同上）を提出すること。
- (6) 区が提供した資料等は、区の了解なく使用できない。
- (7) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (8) 本募集要項に記載されていない事項については、必要に応じ区が定める。
- (9) 契約に当たっては、委託候補者と提案内容に基づき詳細について協議の上、仕様書を定める。
- (10) 本件に係る契約は、令和7年度の当該事業の予算が議決され、配当されることを条件として締結するものとし、契約の手続きは渋谷区契約事務規則の規定による。この手続きが完了するまでは、提案を公募したことにとどまり、発注者との間にいかなる効力も発生せず、契約関係が生じるものではない。
- (11) 「6 委託費参考金額」は参考価格とし、予算確定後、事業者と契約を行うものとする。
- (12) 契約予定事業者が契約締結前に失格事項が判明した場合、または辞退した場合は次点の事業者と協議のうえで契約を締結するものとする。
- (13) やむを得ない理由により、本プロポーザルを実施できないと認めるときは、中止または取り消す場合がある。また、令和7年度の本事業に係る予算が成立しない

場合、提案者は本プロポーザルに係る準備等に要した経費について、区へ請求することはできない。

- (14) 本要項に定めのない事項については、協議により定める。また、本事項の定めに疑義が生じた場合も同様とする。

1 4 提出・問い合わせ先

部署：渋谷区役所総務部総務課

住所：〒150-8010 渋谷区宇田川町1番1号 渋谷区役所本庁舎9階総務課

電話：03-3463-1307

メール：sec-so-mu@shibuya.tokyo